



報道発表資料の配付日時 1月28日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	死亡野鳥(ハヤブサ)における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認と、養鶏場への注意喚起の徹底について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1月18日に帯広市で回収された死亡野鳥(ハヤブサ1羽)について、1月22日に遺伝子検査の結果、鳥インフルエンザウイルス陽性であったことから、北海道大学で確定検査を実施していましたが、本日(28日)、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された(陽性)のでお知らせします。</p> <p>○ 現時点で、道内の家きん飼養農場において、異常を認める報告はなく、また、当該野鳥の回収場所周辺地域で衰弱したり死亡している野鳥は発見されていません。</p> <p>〈今後の対応〉</p> <p>(1) 「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催(書面開催)の上、構成員において情報を共有し、発生予防対策を徹底します。</p> <p>(2) 1月22日に指定された野鳥監視重点区域(回収地点の周辺10km圏内)における緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施するとともに、野鳥の監視を強化します。</p> <p>(3) 回収地点から半径3km圏内の家きん飼養農場(1戸)に対する立入検査を実施し、注意喚起及び健康観察の徹底を指導。</p> <p>(4) 全道の家きん飼養農場に対し、農場入口や鶏舎周囲の定期的な消毒を実施するとともに、異常が見られた場合の早期通報の徹底及び防鳥ネット等による野鳥の侵入防止対策の徹底について、令和3年1月28日付で文書を発出し引き続き指導。 (緊急消毒期間:令和2年12月15日～令和3年1月31日)</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 今回の事例は、道内の環境中に本病ウイルスが存在していることから、高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農家における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。</p> <p>○ 現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、十勝総合振興局	

担当 (連絡先)	<p>・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係(担当者:山中) TEL:011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン:011-204-5205</p> <p>・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係(担当者:横田) TEL:011-231-4111(内線27-791)ダイヤルイン:011-204-5441</p>		
-------------	---	--	--